

答申第 629 号

平成 29 年 2 月 28 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会  
会長職務代理者 交告 尚史

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 28 年 3 月 28 日付けで諮問された特定のハンドブック作成等業務委託に係る行政文書一部非公開の件（諮問第 703 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関は、特定のハンドブック作成等業務委託に係る行政文書のうち、別表3-1及び3-2に掲げるものを公開すべきであるが、別表2-1及び2-2に掲げるものを非公開としたことは妥当である。

## 2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成27年12月11日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定のハンドブック作成等業務委託（以下「本件業務委託」という。）に係る審査結果、企画提案が採択された特定法人（以下「採択法人」という。）及び異議申立人が指定する採択されなかった特定の一法人（以下「特定非採択法人」という。）が提出した企画提案書並びに参考見積を含む積算資料について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成27年12月17日付けで、企画提案書を提出した前記2法人に対し、意見書提出の機会を付与し、同月25日付けで、本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、平成28年2月5日付けで、本件業務委託に係る審査結果については、その全てを公開し、企画提案書及び積算資料（以下「本件行政文書」という。）については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして、条例第5条第1号を理由に、又は、法人に関する情報であり、公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして、同条第2号を理由に、それぞれ別表1-1及び1-2に掲げるものを非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成28年3月18日付けで、知事に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

## 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が提出した異議申立書及び非公開等理由説明書に対する意見書に

おける主張を整理すると、異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第2号該当の点について

本件処分は、条例第5条第2号に該当するものとして、本件行政文書の一部を非公開としているが、採択法人の企画提案に基づき、現にハンドブックが作成されており、当該ハンドブックが一般人にも入手できるものであること、また、本件業務委託の一環として行われるセミナーについても、秘密裡に行われるものでないことから、採択法人の企画提案書にノウハウは認められず、また、当該企画提案書を公開したとしても、当該法人の競争力に影響を及ぼすとは言えないと言ふべきである。

(2) その他

ア 本件業務委託は、税金によって賄われている以上、説明責任の観点から、次の点等について説明を行うべきである。

(ア) 積算資料における特定項目の積算根拠

(イ) 高額な企画提案を採択した理由が議事録にない理由

(ウ) 採点の根拠

(エ) 企画提案書の電子データの提出が求められた理由

イ 本件業務委託の成果物は、仕様書でうたわれている耐久性を全く考慮しておらず、審査内容に大きな疑問がある。やましいところがないのであれば、公開の上、説明すべきである。

4 実施機関（政策局自治振興部地域政策課（平成28年度から産業労働局観光部観光企画課に業務移管））の説明要旨

実施機関が提出した非公開等理由説明書及び当審査会での実施機関の職員の口頭説明聴取における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件業務委託は、特定のハンドブックを作成するため公募型プロポーザル方式により企画提案を募り、プロポーザル審査会において、最も高い評価を得た企画提案を行った事業者に、その業務を委託するものである。本件行政文書は、この公募に応じ提案された、採択法人及び特定非採択法人の企画提

案書並びに本件業務委託を発注するに当たり県が作成した積算資料である。

なお、積算資料は、その作成のために徴取した参考見積を含むものである。

(2) 条例第5条第1号該当性について

本件行政文書のうち、別表1-1に掲げるものについては、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、同号本文に該当すると判断し、非公開としたものである。

(3) 条例第5条第2号該当性について

本件行政文書のうち、別表1-2に掲げるものについては、法人に関する情報であり、公開することにより、次のように、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開としたものである。

ア 企画提案書は、一般に公開することを目的として取得したものではないこと。

イ 企画提案書は、その論理展開やプレゼンテーション手法などが提案者である当該法人のノウハウそのものであり、当該法人の権利や企業としての競争力等にも大きく影響する情報であること。

ウ 企画提案書には、提案者である当該法人の顧客や取引先をはじめとする関係者に関する情報も多く含まれており、当該関係者の利益にも大きく関わる情報であること。

エ 前記アないしウを踏まえれば、別表1-2に掲げる情報を公開することにより、提案者である当該法人の権利利益等を著しく損なうとともに、その関係者との信頼関係を害するおそれがあること。

## 5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

その結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性等について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

そこで、本件処分により同号本文に該当するとして非公開とされた別表1-1に掲げる情報の同号本文該当性について、以下、検討する。

当審査会で確認したところ、別表1-1に掲げる情報のうち、別表2-1に掲げるものについては、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであると認められる。

よって、これらの情報は同号本文に該当すると判断する。

#### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報（同号ただし書ア）」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報（同号ただし書ウ）」、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報（同号ただし書エ）」に該当する情報については、公開すべき旨を規定している。

そこで、別表2-1に掲げる情報の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

前記アのとおり、これらの情報が特定の個人を識別できる情報であり、ここに言う「特定の個人」が、具体的には、特定非採択法人又は採択法人における本件業務委託に係る企画提案の担当者であることにかんがみると、これらの情報が同号ただし書アからエまでに該当しないことは明らかである。

よって、別表2-1に掲げる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

#### ウ 条例第6条第2項該当性について

他方、別表 3 - 1 に掲げる情報は、いずれについても、特定非採択法人又は採択法人における本件業務委託に係る企画提案の担当者の氏名とともに記載されており、全体として、特定の個人を識別できる情報であると言えるが、前記ア及びイのとおり、別表 2 - 1 に掲げる情報が条例第 5 条第 1 号本文に該当するものとして非公開とすべきことにかんがみると、条例第 6 条第 2 項に基づき、部分公開する余地があるため、以下、検討する。

条例第 6 条第 2 項は、「公開請求に係る行政文書に前条第 1 号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

当審査会で確認したところ、別表 3 - 1 に掲げる情報の内容は、特定非採択法人の会社住所、代表電話番号及び代表ファックス番号並びに採択法人の別事業の問い合わせ先として公にされている電話番号及びファックス番号並びに業務用携帯電話番号であり、これらの情報を公開したとしても、個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。

また、これらの情報は、それ自体で一つの意味をなす情報であるとも認められ、同条第 1 項にいう「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると認められる。

よって、別表 3 - 1 に掲げる情報については、条例第 6 条第 2 項に基づき、部分公開すべきであると判断する。

## (2) 条例第 5 条第 2 号該当性について

### ア 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

条例第 5 条第 2 号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

そこで、本件処分により同号に該当するとして非公開とされた別表 1 - 2 に掲げる情報の同号本文該当性について、以下、検討する。

(7) 特定非採択法人が提出した企画提案書

当審査会で確認したところ、特定非採択法人の企画提案書のうち、別表 3 - 2 に掲げる提案者概要書（様式 2）に記載された関連事業の実績（ただし、発行年月及び冊数を除く。）並びに実績添付資料として提出された実績の成果物の表紙及び一部抜粋（ただし、同法人発行書籍に係るものを除く。）については、同法人が運営するホームページにおいて公にされており、同法人の実績として、同法人自らが広く知らしめていることにかんがみれば、これを公開したとしても、同法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様に、同法人の企画提案書のうち、別表 3 - 2 に掲げる見積書に記載された納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴについては、同法人の利益に関わるような有意性を有していると認めることは困難であり、これを公開したとしても、同法人の利益を害するおそれがあるとは認めるとは困難であると言わざるを得ない。

よって、同法人の企画提案書のうち、別表 3 - 2 に掲げる提案者概要書（様式 2）に記載された関連事業の実績（ただし、発行年月及び冊数を除く）並びに実績添付資料として提出された実績の成果物の表紙及び一部抜粋（ただし、同法人発行書籍に係るものを除く。）並びに見積書の納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴについては、条例第 5 条第 2 号本文には該当しないと判断する。

他方、同法人の企画提案書に記載された別表 2 - 2 に掲げる情報については、企画提案にあたっての独自性や創意工夫が認められ、これを公開することにより、同法人の競争上の地位を害するおそれがあるとは認められることから、同号本文に該当すると判断する。

(i) 採択法人が提出した企画提案書

当審査会で確認したところ、採択法人の企画提案書のうち、別表 3 - 2 に掲げる作成実績一覧として記載された特定の実績 2 件及び当該実績の添付資料として提出された当該実績に係る成果物の表紙については、

当該実績に係る発注者のホームページにおいて、一定期間、公にされていたことが認められ、また当該成果物が一般の用に供されることを前提に作成されたことにかんがみれば、これを公開したとしても、同法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、同法人の企画提案書のうち、別表 3 - 2 に掲げる作成実績一覧として記載された特定の実績 2 件及び当該実績の添付資料として提出された当該実績に係る成果物の表紙については、条例第 5 条第 2 号本文には該当しないと判断する。

他方、同法人の企画提案書に記載された別表 2 - 2 に掲げる情報のうち、団体・会社概要書に記載された国、県、市町村との関係については、外部から干渉を排除すべき内部的な人事管理に関する情報であり、これを公開することにより、同法人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、その余の情報についても、企画提案にあたっての独自性や創意工夫が認められ、これを公開することにより、同法人の競争上の地位を害するおそれがあると認められることから、同号本文に該当すると判断する。

なお、異議申立人は、前記 3 (1) のとおり、採択法人の企画提案書については、現に同法人の提案に基づき作成された成果物が一般の利用に供されていること等を以ってノウハウ性を欠くに至っており、これを公開したとしても、同法人の競争力に影響を及ぼすことはない旨主張するが、当審査会で確認したところ、本件請求時点においては、いまだ同法人の提案に基づいた成果物は完成していないばかりか、そのデザインの確定にすら至っていなかったことが認められる。

また、仮に、本件請求時点において、同法人の提案に基づいた成果物が完成していた場合であっても、同法人の企画提案書の内容と成果物には差異が認められ、成果物が広く一般の利用に供されていることを以って、同法人の企画提案にあたっての独自性や創意工夫が、条例上保護されるべき利益を失ったと認めることはできない。

よって、この点に関する異議申立人の主張は採用することはできない。

#### (ウ) 積算資料



当審査会で確認したところ、積算資料に添付された参考見積書のうち、別表 3-2 に掲げる特定非採択法人が提出した見積書に記載された納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴについては、前記(ア)のとおり、条例第 5 条第 2 号本文には該当しないと判断する。

他方、別表 2-2 に掲げられた特定非採択法人及び採択法人が提出した参考見積書のうち、見積内訳については、企画提案にあたってのこれらの法人の競争上の地位を害するおそれがあると認められることから、同号本文に該当すると判断する。

#### イ 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について

もともと、条例第 5 条第 2 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

そこで、前記アにおいて、同号本文に該当すると判断した別表 2-2 に掲げる情報の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

同号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であって、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

これを本件について見ると、前記アのとおり、別表 2-2 に掲げる情報は、これを公開することにより、特定非採択法人又は採択法人の企画提案に当たっての競争上の地位を害するおそれがあるため、また、採択法人の外部から干渉を排除すべき内部的な人事管理に関する情報であって、これを公開することにより、同法人の正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とするものである。

したがって、これらの情報の性質に照らせば、これらの情報を公開したとしても、これにより現に生じている又は将来生じると予測される人の生命、身体等への危害等が予防されるといった事態を想定することは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、前記アにおいて、同号本文に該当するとした別表 2 - 2 に掲げる情報は、同号ただし書には該当しないと判断する。

### (3) その他

異議申立人は、前記 3 (2) のとおり、本件業務委託について、実施機関に説明義務がある旨や本件業務委託の成果物について、仕様書に則っていない旨等を主張するが、当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際して、意見を求められているものであり、この点について、意見を述べる立場にない。

## 6 付言

当審査会で確認したところ、本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書においては、積算資料における非公開情報について、理由付記を欠いていると認められるため、以下、この点について付言する。

条例第 10 条第 3 項では、公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の不服申立てに便宜を与える趣旨である。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、理由付記を欠くようなことがないよう厳に注意すべきである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1 - 1

本件行政文書における非公開情報一覧（条例第5条第1号該当）			
文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
特定非採択 法人が提出 した 企画提案書	参加意思 表明書	特定非採択 法人	担当者連絡先として記載された所属名、 役職名、氏名、電話番号、ファックス番 号及び個人用メールアドレス
	参加意思 表明書 送付文		担当者連絡先として記載された所属名、 氏名、会社住所、電話番号及びファック ス番号
採択法人 が提出した 企画提案書	企画提案書 (様式3)	採択法人	採択法人の人員・編集の体制として記載 された担当者氏名
	見積書		見積書作成に関わった担当者の氏名
	参加意思 表明書		担当者連絡先として記載された所属名、 役職名、氏名、電話番号、ファックス番 号及び個人用メールアドレス
	参加意思 表明書 送付文		担当者連絡先として記載された所属名、 氏名、電話番号、業務用携帯電話番号、 ファックス番号及び個人用メールアドレ ス
積算資料	参考見積書	採択法人	見積書作成に関わった担当者の氏名

別表 1 - 2

本件行政文書における非公開情報一覧（条例第5条第2号該当）			
文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
特定非採択法人が提出した企画提案書	提案者概要書（様式2）	特定非採択法人	関連事業の実績
	実績添付資料		実績の成果物の表紙及び一部抜粋 ただし、特定非採択法人発行書籍に係るものを除く。
	企画提案書（様式3）		提案内容部分
	デザインイメージ		全てのデザインイメージ
	見積書		見積内訳、納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴ
採択法人が提出した企画提案書	団体・会社概要書	採択法人	国、県、市町村との関係
	作成実績一覧		特定の実績2件
	実績添付資料		「作成実績一覧」において非公開とした実績に係る成果物の表紙
	企画提案書（様式3）		提案内容の一部 （ 企画提案書（様式3）1頁目における「(3)受入事業者の意識」の5行目より下の部分、同2頁目における提案内容記載部分、同3頁目における「(4)県との協議」より上の部分及び「②タイムテーブル案」におけるロールプレイング講師案、同4頁目における「③セミナーの講師案」の4行目より下の部分であって「4. 事業実施スケジュール」より上の部分並びに同5頁目における「なお書」、「挿入図」及び「6. その他特記事項」の1行目から2行目までを除いた部分
	デザインイメージ		全てのハンドブック見本デザイン・レイアウト
	見積書		見積内訳
積算資料	参考見積書	特定非採択法人	見積内訳、納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴ
	参考見積書	採択法人	見積内訳

別表 2 - 1

本件行政文書における原処分妥当情報一覧（条例第 5 条第 1 号該当）			
文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
特定非採択法人が提出した 企画提案書	参加意思 表明書	特定非採択 法人	担当者連絡先として記載された所属名、 役職名、氏名及び個人用メールアドレス
	参加意思 表明書 送付文		担当者連絡先として記載された所属名、 氏名
採択法人 が提出した 企画提案書	企画提案書 (様式 3)	採択法人	採択法人の人員・編集の体制として記載 された担当者氏名
	見積書		見積書作成に関わった担当者の氏名
	参加意思 表明書		担当者連絡先として記載された所属名、 役職名、氏名及び個人用メールアドレス
	参加意思 表明書 送付文		担当者連絡先として記載された所属名、 氏名及び個人用メールアドレス
積算資料	参考見積書	採択法人	見積書作成に関わった担当者の氏名

別表 2 - 2

本件行政文書における原処分妥当情報一覧（条例第5条第2号該当）			
文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
特定非採択法人が提出した企画提案書	提案者概要書（様式2）	特定非採択法人	関連事業の実績のうち、発行年月及び冊数
	企画提案書（様式3）		提案内容部分
	デザインイメージ		全てのデザインイメージ
	見積書		見積内訳
採択法人が提出した企画提案書	団体・会社概要書	採択法人	国、県、市町村との関係
	企画提案書（様式3）		提案内容の一部 （企画提案書（様式3）1頁目における「(3)受入事業者の意識」の5行目より下の部分、同2頁目における提案内容記載部分、同3頁目における「(4)県との協議」より上の部分及び「②タイムテーブル案」におけるロールプレイング講師案、同4頁目における「③セミナーの講師案」の4行目より下の部分であって「4. 事業実施スケジュール」より上の部分並びに同5頁目における「なお書」、「挿入図」及び「6. その他特記事項」の1行目から2行目までを除いた部分）
	デザインイメージ		全てのハンドブック見本デザイン・レイアウト
	見積書		見積内訳
積算資料	参考見積書	特定非採択法人	見積内訳
	参考見積書	採択法人	見積内訳

別表 3 - 1

公開すべき情報（原処分において条例第 5 条第 1 号該当とされたもの）			
文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
特定非採択法人が提出した企画提案書	参加意思表明書	特定非採択法人	担当者連絡先として記載された電話番号及びファックス番号
	参加意思表明書送付文		担当者連絡先として記載された会社住所、電話番号及びファックス番号
採択法人が提出した企画提案書	参加意思表明書	採択法人	担当者連絡先として記載された電話番号及びファックス番号
	参加意思表明書送付文		担当者連絡先として記載された電話番号、業務用携帯電話番号及びファックス番号

別表 3 - 2

公開すべき情報（原処分において条例第 5 条第 2 号該当とされたもの）			
文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
特定非採択法人が提出した企画提案書	提案者概要書（様式 2）	特定非採択法人	関連事業の実績のうち、発行年月及び冊数を除いたもの
	実績添付資料		実績の成果物の表紙及び一部抜粋ただし、特定非採択法人発行書籍に係るものを除く。
	見積書		納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴ
採択法人が提出した企画提案書	作成実績一覧	採択法人	特定の実績 2 件
	実績添付資料		「作成実績一覧」において非公開とした実績に係る成果物の表紙
積算資料	参考見積書	特定非採択法人	納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴ

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 3 月 28 日	○ 諮問受理
4 月 8 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 10 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 17 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
7 月 5 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
10 月 21 日 (第 165 回部会)	○ 審議
11 月 1 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
11 月 18 日 (第 166 回部会)	○ 審議
12 月 15 日 (第 167 回部会)	○ 審議
平成 29 年 1 月 20 日 (第 168 回部会)	○ 審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
西 谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 29 年 2 月 28 日現在) (五十音順)